

後期高齢者医療制度 一定以上の所得のある方(75歳 以上の方等)の医療費の窓口負 担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

「千葉県後期高齢者医療広域連合」から申請書を郵送しますので、手続きをお願いいたします。厚生労働省や地方自治体がお電話や訪問で口座登録をお願ひすることや、キャッシュカード、通帳等を預かること、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。不審な電話などがあつた際は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(9110)、または消費生活センター(188)に問い合わせください。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

なお、2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月下旬に、

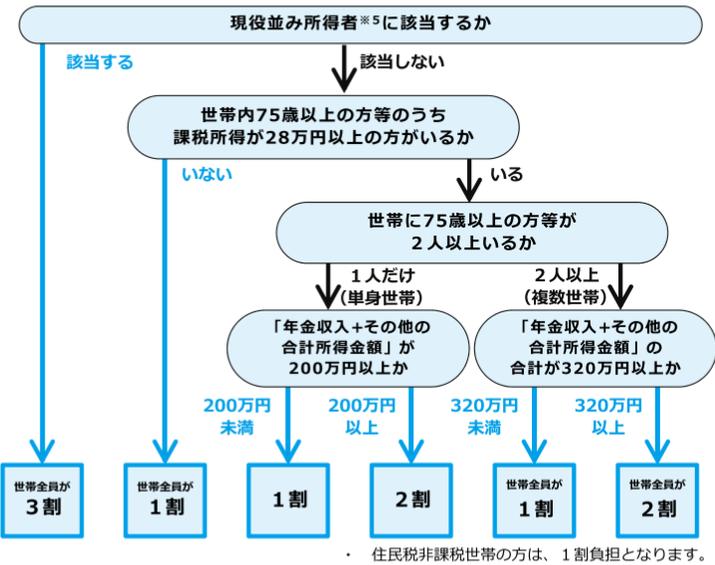
2割負担となる方は、10月1日から令和7年9月30日までの間は、1か月の外来医療費の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

なお、2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月下旬に、

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等(令和3年中のもの)をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上)がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



※1 65~74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
 ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。
 「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。
 ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
 ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
 ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
 (一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は大切に保管しましょう

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は医療機関を受診するときに、被保険者であることを証明するものです。大切に保管してください。紛失したり、破れたりしたときは、市民課または白里出張所で再交付の申請をしてください。

なお、後期高齢者医療被保険者証の再交付を白里出張所で申請した場合は、後日の交付になります。

◇再交付の申請時に必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの

汚損した場合はその保険証同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

※本人確認ができない場合は、郵送交付となります。

申・圃市民課国保班
 ☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
 ☎0475(70)0336
 <後期高齢者医療制度について>
千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
 ☎043(308)6768

10月1日からの後期高齢者医療被保険者証を送付します

10月1日から使用できる後期高齢者医療被保険者証を9月末日までに書留郵便で郵送します。有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、紛失しないよう管理をお願いします。

新しい被保険者証の色は藍色(青色系)

新しい被保険者証の有効期限は10月1日から令和5年7月31日です。

※短期被保険者証は除く。

後期高齢者医療被保険者証は、窓口負担割合の見直しに伴い令和4年度は8月に加え、10月にも更新されます。有効期限を確認して使ってください。

圃市民課高齢者医療年金班
 ☎0475(70)0336

ねんきんナビ 年金生活者支援給付金制度のご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、原則、請求した月の翌月分から支払われます。受け取りには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

▶対象

①老齢基礎年金を受給し、次のすべてに該当する方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が88万1,200円以下である

※請求書は、65歳になる誕生日の前日以降に要提出。

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次のすべてに該当する方

- ・前年の所得額が472万1,000円以下である

※扶養親族の数に応じて増額。

①・②に該当する方で、障害・遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

▶請求方法=年金事務所または市区町村で請求手続き
 これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と併せて提出してください。

◇日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

- ・日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
- ・制度の詳細は、「給付金専用ダイヤル」まで問い合わせください。問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

圃給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092

特定健康診査を受けましょう

特定健康診査(集団と個別)を実施しています。対象の方には、受診票等を送付しました。

▶対象

①40歳以上で受診時に国民健康保険に加入している方(令和4年度中に40歳になる39歳の方も受診できます)

②受診時に後期高齢者医療保険に加入している方

※人間ドック受検予定の方は受診できません。

◇集団健診

会場混雑緩和のため、午前中は指定地区の方以外は受診できません。定員の上限は午前、午後各150人となります。入場整理券は9時ごろから配布します。定員に達した場合は受診できません。

集団健診を受診できなかった場合や指定日程で都合が悪い場合は個別健診を受診してください。

その他詳細は、送付したお知らせ(黄緑色)に記載されていますので、必ずご確認ください。

▶費用=無料
 ▶日程=別表のとおり
 各会場初日の午前は満員となる可能性があります。午後または2日目以降の受診をご検討ください。

<同時にがん検診等も実施>
 肺がん・結核検診、大腸がん検診、前立

腺がん検診を実施しています(大腸がん検診、前立腺がん検診は負担金あり)。大腸がん検診は事前に申し込みください。

※がん検診は国民健康保険加入者以外の方も受診可能。
 ※定員に達した場合等は、受診できないことがあります。

◇個別健診

市内外の契約医療機関で特定健康診査を受けることができます。契約医療機関に事前に問い合わせください。

大網病院で受ける場合のみ、がん検診も同時に受けられますが、大腸・前立腺がん検診は負担金がかかります。

▶実施期間=令和5年3月31日(金)まで
 ▶費用=国保(1,000円)、後期(無料)
 ▶契約医療機関=大網病院、うじはらクリニック、駒込クリニック、鈴木クリニック、錦織メディカルクリニック、橋本医院、ふるがき糖尿病循環器クリニック、ますほ内科クリニック、浅井病院、九十九里病院、さんむ医療センター、ちば県民保健予防財団

圃<特定健康診査について>
 市民課国保班
 ☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
 ☎0475(70)0336
 <がん検診、検査内容等について>
 健康増進課成人保健・予防班
 ☎0475(72)8321

日程	会場	対象者	
		午前	午後
9月6日(火)	大網白里アリーナ (メインアリーナ) ※室内履き持参	木崎・星谷 柳橋・南横川	市内全域 (地区指定なし)
9月7日(水)			9月8日(木)午後 実施なし
9月8日(木)			
9月15日(木)	農村環境改善センター いずみの里	北吉田・桂山・九十根 長国・細草・四天木	市内全域 (地区指定なし)
9月16日(金)			
9月27日(火)	保健文化センター (3階ホール)	大網・季美の森南 小西・養安寺・山口 仏島・みどりが丘	9月29日(木)午後 実施なし
9月28日(水)			
9月29日(木)			
9月30日(金)			
10月1日(土)			市内全域 ※最終日は混雑する可能性があります。